

(予防)訪問看護  
重要事項説明書

訪問看護事業所  
訪問看護 長江

株式会社 プロケアしまなみ

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

|          |   |
|----------|---|
| 事業所名     | 訪問看護 長江   |
| 所在地      | 広島県尾道市山波町343番地  |
| 連絡先      | 0848-36-5858  |
| 管理者名     | 臂 亜衣  |
| サービス種類   | 訪問看護・予防訪問看護   |
| 介護保険指定番号 | 3461190096 (広島県)  |
| サービス提供地域 | 尾道市は因島地区、瀬戸田町、百島町、御調町を除く区域<br>三原市、福山市の一部区域(神村町・藤江町・松永町・南松永町・高西町・金江町・今津町・南今津町) |

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

|               |  |
|---------------|--|
| 営業日及び<br>営業時間 | 平日(月～金曜日)<br>午前8:30～午後5:30   |
| 定休日           | 土曜日・日曜日・祝日および12月29日から1月3日まで<br>定休日および営業時間外の連絡先 0848-36-5858<br>※ケアホーム長江(0848-37-6101)に転送されます |

### (3) 職員体制

(令和6年8月31日現在)

|      | 資格             | 常勤 | 非常勤 | 計  |
|------|----------------|----|-----|----|
| 管理者  | 看護師(兼務)        | 1名 | 名   | 1名 |
| 看護師  | 看護師(内1名は管理者兼務) | 4名 | 2名  | 6名 |
| 准看護師 | 准看護師           | 名  | 3名  | 3名 |
| 療法士  | 理学療法士          | 名  | 1名  | 1名 |
| 療法士  | 作業療法士          | 名  | 1名  | 1名 |

## 2 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要支援・要介護状態と認定された利用者様に対して訪問看護のサービスを提供し、在宅において利用者様が生活を続けられるように健康状態の維持を支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健・医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 3 訪問看護料金表

#### (1) 介護保険

##### ◇訪問看護費（1回の利用料）

| 利用時間                 | 単位数              | 利用金額                 | 自己負担金額             |                    |                    |
|----------------------|------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                      |                  |                      | 1割                 | 2割                 | 3割                 |
| 20分未満                | 314<br>(303)     | 3,140円<br>(3,030円)   | 314円<br>(303円)     | 628円<br>(606円)     | 942円<br>(909円)     |
| 30分未満                | 471<br>(451)     | 4,710円<br>(4,510円)   | 471円<br>(451円)     | 942円<br>(902円)     | 1,413円<br>(1,353円) |
| 30分以上60分未満           | 823<br>(794)     | 8,230円<br>(7,940円)   | 823円<br>(794円)     | 1,646円<br>(1,588円) | 2,469円<br>(2,382円) |
| 60分以上1時間30分未満        | 1,128<br>(1,090) | 11,280円<br>(10,900円) | 1,128円<br>(1,090円) | 2,256円<br>(2,180円) | 3,384円<br>(3,270円) |
| 理学療法士・作業療法士<br>1回20分 | 294<br>(284)     | 2,940円<br>(2,840円)   | 294円<br>(284円)     | 588円<br>(568円)     | 882円<br>(852円)     |

※( )内は予防の場合

※准看護師が訪問する場合には、1回につき90/100の単位数となります。

##### ◇連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問看護費

| 介護度        | 単位数   | 利用金額    | 自己負担金額 |        |         |
|------------|-------|---------|--------|--------|---------|
|            |       |         | 1割     | 2割     | 3割      |
| 要介護1～4 ※月額 | 2,961 | 29,610円 | 2,961円 | 5,922円 | 8,883円  |
| 要介護5 ※月額   | 3,761 | 37,610円 | 3,761円 | 7,522円 | 11,283円 |
| 要介護1～4 ※日額 | 97    | 970円    | 97円    | 194円   | 291円    |
| 要介護5 ※日額   | 124   | 1,240円  | 124円   | 248円   | 372円    |

※准看護師による訪問が1回でもある場合、98/100の単位数となります。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、日割りでの算定となります。

##### ◇加算及び減算

| 加算／減算名                 | 内容   | 単位数     | 利用金額   | 自己負担金額 |      |        |
|------------------------|--|---------|--------|--------|------|--------|
|                        |  |         |        | 1割     | 2割   | 3割     |
| 夜間早朝加算 ※               | 午前6時～8時、午後6時～10時にサービスを提供する場合                       | 所定の25%増 |        |        |      |        |
| 深夜加算 ※                 | 午後10時～午前6時にサービスを提供する場合                             | 所定の50%増 |        |        |      |        |
| 複数名訪問加算 I ※            | 同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合                               | 254     | 2,540円 | 254円   | 508円 | 762円   |
|                        |  | 402     | 4,020円 | 402円   | 804円 | 1,206円 |
| 長時間訪問看護加算<br>(1回につき) ※ | 特別管理加算の対象の方に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護を行った場合 | 300     | 3,000円 | 300円   | 600円 | 900円   |

| 加算／減算名   | 内容  | 単位数   | 利用金額    | 自己負担金額 |        |        |
|--|---|-------|---------|--------|--------|--------|
|  |   |       |         | 1割     | 2割     | 3割     |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ<br>(月1回)                                    | 利用者や家族等からの電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、緊急時訪問を必要に応じて行う体制をとり、当該体制を説明し、利用者の同意を得た場合                | 574   | 5,740円  | 574円   | 1,148円 | 1,722円 |
| 特別管理加算Ⅰ<br>(月1回)                                       | 特別な管理(気管カニューレ、留置カテーテル等)を要する方に対し、計画的な管理を行った場合  | 500   | 5,000円  | 500円   | 1,000円 | 1,500円 |
| 特別管理加算Ⅱ<br>(月1回)                                       | 特別な管理(人工肛門又は人工膀胱、真皮を越える褥瘡、週3日以上点滴注射等)を要する方に対し、計画的な管理を行った場合                                    | 250   | 2,500円  | 250円   | 500円   | 750円   |
| ターミナルケア加算  | 主治医との連携のもと、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合  | 2,500 | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 初回加算Ⅰ  | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して(過去2月において訪問看護の提供を受けていない場合も含む)、病院、診療所、又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を提供した場合 | 350   | 3,500円  | 350円   | 700円   | 1,050円 |
| 初回加算Ⅱ  | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して(過去2月において訪問看護の提供を受けていない場合も含む)、初回の訪問看護を提供した場合                            | 300   | 3,000円  | 300円   | 600円   | 900円   |
| 退院時共同指導加算  | 医療機関などに入院中、訪問看護の看護師が主治医やその他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合                                | 600   | 6,000円  | 600円   | 1,200円 | 1,800円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ<br>(1回につき)                               | 勤続年数3年以上の職員を30%以上配置、個別の研修計画を作成し実施、定期的な健康診断・会議を実施等の要件を満たしている場合                                 | 3     | 30円     | 3円     | 6円     | 9円     |
| 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合<br>(1回につき) | 理学療法士、作業療法士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問看護を行った場合                               | -5    | -50円    | -5円    | -10円   | -15円   |

※連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護のご利用では、夜間早朝加算、深夜加算、複数名訪問看護加算、長時間訪問看護加算はありません。

(2) 医療保険

1) 基本療養費

◇訪問看護基本療養費Ⅰ

|        |        | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |        |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 週3日目まで | 看護師等   | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
|        | 准看護師   | 5,050円 | 505円   | 1,010円 | 1,515円 |
|        | 理学療法士等 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
| 週4日目以降 | 看護師等   | 6,550円 | 655円   | 1,310円 | 1,965円 |
|        | 准看護師   | 6,050円 | 605円   | 1,210円 | 1,815円 |
|        | 理学療法士等 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |

◇訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物居住者である利用者に対して算定する場合)

|                |        | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |        |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 2人<br>週3日目まで   | 看護師等   | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
|                | 准看護師   | 5,050円 | 505円   | 1,010円 | 1,515円 |
|                | 理学療法士等 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
| 2人<br>週4日目以降   | 看護師等   | 6,550円 | 655円   | 1,310円 | 1,965円 |
|                | 准看護師   | 6,050円 | 605円   | 1,210円 | 1,815円 |
|                | 理学療法士等 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
| 3人以上<br>週3日目まで | 看護師等   | 2,780円 | 278円   | 556円   | 834円   |
|                | 准看護師   | 2,530円 | 253円   | 506円   | 759円   |
|                | 理学療法士等 | 2,780円 | 278円   | 556円   | 834円   |
| 3人以上<br>週4日目以降 | 看護師等   | 3,280円 | 328円   | 656円   | 984円   |
|                | 准看護師   | 3,030円 | 303円   | 606円   | 909円   |
|                | 理学療法士等 | 2,780円 | 278円   | 556円   | 834円   |

◇訪問看護基本療養費Ⅲ(一時的に外泊している方へ訪問した場合)

|        | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 看護師等   | 8,500円 | 850円   | 1,700円 | 2,550円 |
| 理学療法士等 | 8,500円 | 850円   | 1,700円 | 2,550円 |

◇精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

|        |        |       | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
|        |        |       |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 週3日目まで | 看護師等   | 30分以上 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
|        | 作業療法士等 | 30分未満 | 4,250円 | 425円   | 850円   | 1,275円 |
|        | 准看護師   | 30分以上 | 5,050円 | 505円   | 1,010円 | 1,515円 |
|        |        | 30分未満 | 3,870円 | 387円   | 774円   | 1,161円 |
| 週4日目以降 | 看護師等   | 30分以上 | 6,550円 | 655円   | 1,310円 | 1,965円 |
|        | 作業療法士等 | 30分未満 | 5,100円 | 510円   | 1,020円 | 1,530円 |
|        | 准看護師   | 30分以上 | 6,050円 | 605円   | 1,210円 | 1,815円 |
|        |        | 30分未満 | 4,720円 | 472円   | 944円   | 1,416円 |

◇精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物居住者である利用者に対して算定する場合)

|                |        |       | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|----------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                |        |       |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 2人<br>週3日目まで   | 看護師等   | 30分以上 | 5,550円 | 555円   | 1,110円 | 1,665円 |
|                | 作業療法士等 | 30分未満 | 4,250円 | 425円   | 850円   | 1,275円 |
|                | 准看護師   | 30分以上 | 5,050円 | 505円   | 1,010円 | 1,515円 |
|                |        | 30分未満 | 3,870円 | 387円   | 774円   | 1,161円 |
| 2人<br>週4日目以降   | 看護師等   | 30分以上 | 6,550円 | 655円   | 1,310円 | 1,965円 |
|                | 作業療法士等 | 30分未満 | 5,100円 | 510円   | 1,020円 | 1,530円 |
|                | 准看護師   | 30分以上 | 6,050円 | 605円   | 1,210円 | 1,815円 |
|                |        | 30分未満 | 4,720円 | 472円   | 944円   | 1,416円 |
| 3人以上<br>週3日目まで | 看護師等   | 30分以上 | 2,780円 | 278円   | 556円   | 834円   |
|                | 作業療法士等 | 30分未満 | 2,130円 | 213円   | 426円   | 639円   |
|                | 准看護師   | 30分以上 | 2,530円 | 253円   | 506円   | 759円   |
|                |        | 30分未満 | 1,940円 | 194円   | 388円   | 582円   |
| 3人以上<br>週4日目以降 | 看護師等   | 30分以上 | 3,280円 | 328円   | 656円   | 984円   |
|                | 作業療法士等 | 30分未満 | 2,550円 | 255円   | 510円   | 765円   |
|                | 准看護師   | 30分以上 | 3,030円 | 303円   | 606円   | 909円   |
|                |        | 30分未満 | 2,360円 | 236円   | 472円   | 708円   |

◇精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(一時的に外泊している方へ訪問した場合)

|       | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 看護師等  | 8,500円 | 850円   | 1,700円 | 2,550円 |
| 作業療法士 | 8,500円 | 850円   | 1,700円 | 2,550円 |

◇管理療養費

|                    | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 訪問看護管理療養費1 月の初日    | 7,670円 | 767円   | 1,534円 | 2,301円 |
| 訪問看護管理療養費2 月の2日目以降 | 2,500円 | 250円   | 500円   | 750円   |

◇加算

| 加算名                        |                    | 内容  | 利用金額   | 自己負担金額 |        |        |
|----------------------------|--------------------|---|--------|--------|--------|--------|
|                            |                    |   |        | 1割     | 2割     | 3割     |
| 24時間対応体制加算(1か月) ※1         |                    | 電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、当該体制を説明し、利用者の同意を得た場合                    | 6,520円 | 652円   | 1,304円 | 1,956円 |
| 緊急時訪問看護加算<br>(1日につき)       | 月14日目まで            | 利用者又は家族の緊急の求めで、主治医の指示に基づき、緊急訪問看護を行った場合                                    | 2,650円 | 265円   | 530円   | 795円   |
|                            | 月15日以降             |   | 2,000円 | 200円   | 400円   | 600円   |
| 夜間・早朝訪問看護加算                |                    | 午前6時～8時、午後6時～10時にサービスを提供する場合  | 2,100円 | 210円   | 420円   | 630円   |
| 深夜訪問看護加算                   |                    | 午後10時～午前6時にサービスを提供する場合  | 4,200円 | 420円   | 840円   | 1,260円 |
| 特別管理加算                     | 特別管理加算Ⅰ            | 特別な管理(気管カニューレ、留置カテーテル等)を要する方に対し、計画的な管理を行った場合                              | 5,000円 | 500円   | 1,000円 | 1,500円 |
|                            | 特別管理加算Ⅱ            | 特別な管理(人工肛門又は人工膀胱、真皮を越える褥瘡、在宅患者訪問看護点滴注射管理指導料を算定している等)を要する方に対し、計画的な管理を行った場合 | 2,500円 | 250円   | 500円   | 750円   |
| 難病等複数回訪問加算                 | 1日に2回              | 厚生労働大臣が定めた疾病等(別表第7、別表8)、特別訪問看護指示書期間中に、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合               | 4,500円 | 450円   | 900円   | 1,350円 |
|                            | 1日に3回以上            |   | 8,000円 | 800円   | 1,600円 | 2,400円 |
| 長時間訪問看護加算<br>(週1回まで) ※2    |                    | 長時間の訪問を要する方に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合                                      | 5,200円 | 520円   | 1,040円 | 1,560円 |
| 長時間精神科訪問看護加算<br>(週1回まで) ※2 |                    | 長時間の訪問を要する方に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合                                      | 5,200円 | 520円   | 1,040円 | 1,560円 |
| 複数名訪問看護加算                  | 看護師等<br>(週1回まで) ※2 | 1人の看護職員と他の看護師等又はその他の職員の複数名で同時に訪問看護を実施する場合                                 | 4,500円 | 450円   | 900円   | 1,350円 |
|                            | 准看護師<br>(週1回まで) ※2 |   | 3,800円 | 380円   | 760円   | 1,140円 |
|                            | その他職員<br>(週3回まで)   |   | 3,000円 | 300円   | 600円   | 900円   |
| 複数名精神科訪問看護加算               | 保健師、看護師、<br>作業療法士  | 保健師又は看護師と同時に、看護師、准看護師、作業療法士、看護補助者などの職員が同行による訪問看護を実施する場合                   | 4,500円 | 450円   | 900円   | 1,350円 |
|                            | 准看護師               |   | 3,800円 | 380円   | 760円   | 1,140円 |
|                            | 看護補助者              |   | 3,000円 | 300円   | 600円   | 900円   |

| 加算名  | 内容  | 利用金額    | 自己負担金額 |        |        |
|--|---|---------|--------|--------|--------|
|  |   |         | 1割     | 2割     | 3割     |
| 退院時共同指導加算  | 病院等からの退院や介護老人保健施設の退所に当たって、訪問看護の看護師等が入院機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活指導を行い、文書で指導内容を提供した場合  | 8,000円  | 800円   | 1,600円 | 2,400円 |
| 特別管理指導加算   | 特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に特別管理指導加算を上乗せして算定   | 2,000円  | 200円   | 400円   | 600円   |
| 退院支援指導加算   | 厚生労働大臣が定める疾病等(別表7)、特別管理加算(別表8)の対象者、退院日に訪問看護が必要であると認められた方に、看護師等が退院日に療養上必要な指導を行った場合 | 6,000円  | 600円   | 1,200円 | 1,800円 |
| 退院支援指導加算(長時間の場合)                                   |   | 8,400円  | 840円   | 1,680円 | 2,520円 |
| 在宅患者連携指導加算   | 医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、看護師等が、利用者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について多職種に情報共有した場合       | 3,000円  | 300円   | 600円   | 900円   |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算                                  | 主治医の求めにより医療関係職種が自宅に赴きカンファレンスを行い、そこで共有した診療情報を踏まえ、利用者及び家族に対して療養上必要な指導を行った場合         | 2,000円  | 200円   | 400円   | 600円   |
| 訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ                                   | 市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合                                       | 1,500円  | 150円   | 300円   | 450円   |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1<br>(訪問看護ターミナルケア療養費2に該当しない場合)       | 死亡日および死亡前14日以内に2回以上、訪問看護基本療養費または精神科訪問看護基本療養費を算定し、ターミナルケアを行った場合                    | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費2<br>(特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者) |   | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |

※1 精神科訪問看護のご利用では、24時間対応体制は行っておりません。

※2 ただし厚生労働大臣が別に定める者は週3回まで。

### (3) 保険外の費用

#### 1) 保険外(自費)の訪問看護

|             | 利用金額   |
|-------------|--------|
| 1時間 ※1      | 8,000円 |
| その後30分ごと ※2 | 4,000円 |

※1 1時間に満たない場合でも、1時間分の料金をいただきます。

※2 保険内訪問看護の後に、保険外(自費)を利用される場合には、その後30分ごとの利用金額が適用されます。

#### 2) その他

|               | 利用金額   |
|---------------|--------|
| エンゼルケア(死後の処置) | 8,000円 |
| 衛生材料          | 実費     |

#### 4 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

契約を結んだ後訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) サービスの中止

ご利用者様のご都合でサービスを中止される場合には、利用日の前営業日の16時までに事業所(0848-36-5858)にご連絡下さい。

前営業日の16時以降に連絡された場合は下記のキャンセル料金をいただきます。

但し、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

|   |             |
|---|-------------|
| 利用日の前営業日の16時までにご連絡いただいた場合                 | 無料          |
| 利用日の前営業日の16時以降でサービス開始時間の30分前までにご連絡いただいた場合 | 当該基本料金の80%  |
| ご連絡がなく、ご自宅へ訪問させていただいた場合                   | 当該基本料金の100% |

##### (3) サービスの終了

###### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

###### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日30日前までに通知いたします。

###### ③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

###### ④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知を行い当事業所におけるサービス提供を即座に終了させて頂く場合があります。

###### ⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 主治医    | 病院名   |        |
|        | 主治医氏名 |        |
|        | 電話番号  |        |
| 緊急連絡先1 | 氏名    | (続柄： ) |
|        | 電話番号  |        |
| 緊急連絡先2 | 氏名    | (続柄： ) |
|        | 電話番号  |        |

## 6 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の自体に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画書を作成し、防災計画に基づき、従事者等の訓練を行います。

## 7 個人情報の保護

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の個人情報を保護します。

また退職後においてもこれらの個人情報を保護します。

事業者は、利用者様またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者様またはそのご家族の個人情報を用いません。

## 8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 9 合鍵の管理法等について

- ① 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かる場合があります。  
預かった鍵は、事業所のキーボックスにて保管します。
- ② 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、速やかに対処し、ご通知いたします。
- ③ サービス終了時や返却のご要望があった場合は速やかに返却いたします。
- ④ スペアキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。
- ⑤ 合鍵の預かりの同意書を、鍵預書にて行います。

## 10 相談または苦情等に対応する窓口

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実地し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行います。

|      |   |
|------|---|
| 相談窓口 | 訪問看護長江  |
| 担当者  | 管理者 臂 亜衣  |
| 電話番号 | 0848-36-5858  |
| 受付時間 | 平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:30<br>留守および受付時間外は、ケアホーム長江(0848-37-6101)に転送されます。 |

その他、下記機関にも相談窓口が設置されています。

|                         |      |                        |
|-------------------------|------|------------------------|
| 尾道市保健福祉部高齢者福祉課          | 所在地  | 尾道市久保1丁目15-1           |
|                         | 電話番号 | 0848-38-9440           |
|                         | 受付時間 | 平日8:30～17:15           |
|                         | 休日   | 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |
| 福山市介護保険課                | 所在地  | 福山市東桜町3番5号             |
|                         | 電話番号 | 084-928-1166           |
|                         | 受付時間 | 8:30～17:15             |
|                         | 休日   | 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |
| 三原市高齢者福祉課               | 所在地  | 三原市港町三丁目5番1号           |
|                         | 電話番号 | 0848-67-6240           |
|                         | 受付時間 | 8:30～17:15             |
|                         | 休日   | 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |
| 広島県国民健康保険団体連合会<br>(国保連) | 所在地  | 広島市中区東白島町19-49         |
|                         | 電話番号 | 082-554-0783           |
|                         | 受付時間 | 8:30～17:15             |
|                         | 休日   | 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |

## 1 1 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を法人全体の事業所  
合同にて講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装  
置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回開催します。その結  
果を、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施します。

## 1 3 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を法人全体の事業所合  
同にて講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う  
事ができるものとします）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知  
徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的  
に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 1 4 ハラスメント対策に関する事項

事業所は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントの  
防止のため次の措置を講ずるものとします

- ① 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し  
従業者に周知し啓発を行います。
- ② ハラスメント指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- ③ 従業者に対し、ハラスメント対策についての研修を定期的  
に実施します。

## 1 5 記録の整備

事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備しその完結の日から5年間保存するものと  
します。

事業所は、前項に規定する事項を記載した文書を紙媒体もしくは電磁的記録様式にていつでも関係者に閲覧させることが出来るものとします。

#### 16 公表

運営規程の概要、従事者の勤務体制、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を事業所内の備え付け書面にていつでも自由に閲覧できます。

年 月 日

訪問看護 長江の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて事項の説明を行いました。

事業所 広島県尾道市山波町343番地

訪問看護 長江

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護サービスについて説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

利用者家族または利用者代理人

続柄

住所

氏名 印